

第1号様式

法令適用事前確認手続(照会書)

令和7年7月22日

担当課・室の長 殿

照会者名 株式会社ヤマラクフーズ 代表取締役 山口 長一

住所 山形県南陽市宮内715-3

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容(照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあっては、照会及び回答内容並びに照会者名)が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

当社が行う以下の事業は貨物自動車運送事業法第2条2項に規定する

「一般貨物自動車運送事業」に該当し、同法第3条所定の国土交通大臣の許可を受ける必要があるか。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

当社は牛乳・乳製品の卸・宅配を事業として行っており、軽保冷車で配送を行っている。

先般、仕入している牛乳の製造元より学校給食用牛乳の配送を打診された。地域内の小中学校へ牛乳を配送することで、配送手数料として対価を得るものである。

なお、当社が所持している軽保冷車では積載量が不足するため、新たに1tの保冷車を使用することになると思われる。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

貨物自動車運送事業法第3条に規定される「他人の需要に応じ、有償で貨物を自動車で運送する事業」に該当し、一般貨物自動車運送事業の許可が必要であると認識している。

しかしながら、配送の対象となる地域は山間部やへき地が多く、他の運送会社に断られた経緯があるということである。そのため、当該の自治体からの要請等があった際、特例的な措置として運送を行う余地があるかどうかについても、教示願いたい。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

希望しない

## 5. 連絡先

山形県南陽市宮内715-3

株式会社ヤマラクフーズ

業務課 新野 悟

[TEL:0238-59-0055](tel:0238-59-0055)/[FAX:0238-27-9911](tel:0238-27-9911)

Email:[niino@yamaraku-foods.co.jp](mailto:niino@yamaraku-foods.co.jp)